



英国における仲裁教育 : School of International Arbitration, Centre for Commercial Law Studies, Queen Mary, University of Londonにおける経験から

澤井, 啓

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 05/ 2J

(Issue Date)

2005-02

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100005>



CDAMS ディスカッションペーパー
05/2」
2005年2月

英国における仲裁教育

——School of International Arbitration, Centre for Commercial Law Studies,
Queen Mary, University of Londonにおける経験から——

澤井 啓

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

CDAMS 主催ワークショップ
法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性
英国における仲裁教育
School of International Arbitration,
Centre for Commercial Law Studies,
Queen Mary, University of London における経験から

大阪府立大学・澤井 啓

はじめに

英国における仲裁教育を検討するにあたり、仲裁教育を必要とする背景を探ってみることが肝要と思われる。これから検討する大学・法科大学院に加えて、ロンドン国際仲裁裁判所（以下、LCIA という）、英国仲裁人協会（以下、CIArb という）が英国における国内・国際仲裁、仲裁教育を支える主要な機関である。LCIA は、ニューヨーク（アメリカ仲裁協会）、パリ（国際商業会議所国際仲裁裁判所）、ジュネーブ・チューリッヒ（商工会議所仲裁裁判所）などに設置された国際仲裁機関の中でも、最古参にあたる機関であり、その前身は、1892 年に設立されたロンドン仲裁会議所(The London Chamber of Arbitration) である。その役割は、シテイー内で英国法に基づき、国際貿易紛争を解決することにあり、支援機関には、ロンドン商業会議所、ロンドン市、英国仲裁人協会が含まれていた^{*1}。ロンドン仲裁会議所は、国際貿易の中心地であって、様々な天産物の取引を行う各業界の規則に従った仲裁とともに、国際貿易紛争の解決に大きな役割を果たしてきたといえる。貿易紛争の解決を担う仲裁機関として、中立であるとの印象を伝えるべく、その名称を London Court of Arbitration (1903) に、その後、国際の名を冠して国際仲裁が中心業務であることを鮮明にした名称、LCIA に変更している。LCIA は、現在、1996 年仲裁法の下で、ロンドンを仲裁地としてサービスを提供する国際仲裁機関として、確固たる地位を占めている^{*2}。

*1 Sarah Scofield, "A Report on the London Court of International Arbitration(LCIA): History, Practices, Past Procedures, and the New Rules", 9 World Arb. & Mediation Rep. 269, at 270 (1998).

*2 仲裁受理件数は、36 件（1996 年）、52 件（1997 年）、70 件（1998 年）と増加している。澤井啓「欧米の ADR 最新事情(2)」JCA ジャーナル第 46 巻 7 号、25 頁（1999）。なお、ロンドン仲裁の中心は、アドホック仲裁であり、その件数は、LCIA 受理件数の何十倍にもおよぶといわれている。1996 仲裁法は、仲裁判断の審査などの裁判所介入を排除し、当事者の私的自治を原則としている。たとえば、「この第 1 編に規定される事項に関して、裁判所は、本編で規定されている場合を除いては介入してはならない。」(1(c)) 英国、ロンドンを顧客の利用しやすい仲裁地とすることも目的の一つであり、仲裁判断が司法の審査に服する手続が、他の主要な国際仲裁地と対等に競争できないとの認識があった。

LCIA は、通常のシンポジウム・コンファランスに加えて、若手の実務家を対象に、会費無料の Young International Arbitration Group を後援し、欧州各地および香港で仲裁シンポジウムを開催するなどの仲裁教育支援活動を行っている。CLArb は、仲裁の普及・促進、一定の試験・実務修了者への英国仲裁人協会・仲裁人の資格授与、仲裁人リストの整備、業界・個別企業の紛争解決スキームの開発・管理などを行い、大学教育とも連携している^{*3}。1995 年以来、国際商事仲裁ディプロマコースを主催し、世界各国に 175 名を超える修了者を送り出している^{*4}。

英国の代表的な仲裁テキストの一つは、その初版(1984 年)が実務家ガイドであり、学生用のテキストを執筆することを考慮していなかったし、CIArb が国内仲裁分野の仲裁人訓練コースを提供していたが、弁護士キャリアを国際仲裁から始めるための仲裁コースはそもそも存在しておらず、仕事で覚える以外ない時代であった、と述べている^{*5}。その後、貿易量の増大に伴い、事情は大きく変わることになる。そのころに設立されたのが、実務家を主たる対象とした仲裁教育を行っているロンドン大学クイーンメリーカレッジ商事法研究センター(CCLS)School of International Arbitration (以下、SIA という)であり、ロンドン大学カレッジ連合 LLM プログラムで仲裁教育を担当している。報告者の SIA での客員研究員としての経験(2000 ~ 2001) から、SIA が、どのような仲裁教育を行っているかを分析し、日本の「法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性」の検討材料としたい。

英国の大学・大学院における仲裁教育

日本の商学部・経営学部では、「貿易実務」・「貿易業務論」・「国際契約論」といった科目で、古くから国際取引の法的側面を含めた講義の中で、国際商事仲裁について言及している。それらの学部で貿易にかかわる法的側面を講義する際のバイブルとされてきたのが、

*3 少額請求スキームは、29 あり、事件数の扱いが一番多いのは、英国旅行代理店協会スキームで、受理件数は、1,501 件である。2000 年には、フォード自動車と共同でオンライン紛争解決スキームを立ち上げている。The Chartered Institute of Arbitrators, Annal Report 2000, at 10-11. 後述のロンドン大学カレッジ連合 LLM プログラム・仲裁コース修了者への CIArb 仲裁人試験免除がある。

*4 www.arbitrators.org/Events/se/DipIntComArb.asp

*5 Alan Redfern and Martin Hunter with Nigel Blackaby and Constantine Partasides, Law and Practice of International Commercial Arbitration, 4th. ed., at v (2004).

故シュミットホフ博士の Export Trade であることは、よく知られているところである^{*6}。

英国の大学・大学院における仲裁テキストは、その刊行の背景を、次のように述べている。国際仲裁の実務が各国の法律事務所を魅了するサービス産業となり、従来の顧客へのサービスのみならず、海外の法域で存在感を示す有用な手段となった。仲裁分野で高度なスキルを持った学卒者・実務家の獲得競争から、大学院学生及び資格取得学生のための学位、ディプロマ、プログラムに対する需要が、大学、仲裁機関から高まった^{*7}。当初、ロンドン大学及び他の大学院のプログラムのテキストを想定していたが、より掘り下げた内容となったため、国際仲裁実務家の手引書あるいは補助となればと思っている^{*8}。初版を1849年にまで遡る著名な仲裁書 *Russell on Arbitration* は、現在の22版では、複雑な事件を経験してきた卓越した実務家によって用意され、現代英国法と同法の国内・国際仲裁への適用に配慮している^{*9}。時代に即した内容で2部構成となった *Bernstein's Handbook of Arbitration and Dispute Resolution Practice* では、ODRを含めた章を寄稿者に任せている^{*10}。

1 - 1 SIA

【設立・目的】

SIA は、国際商事仲裁の法と実務にかかわる高度な教育・研究の促進を目的として、1985年に設立された^{*11}。その設立を記念して開かれた3日間の国際商事仲裁コンフェレンスでは、シュミットホフ博士をはじめとする多くの学者・実務家が報告を行い、その報告と議論が *Contemporary Problems in International Arbitration* edited by Dr. Julian D.M. Lew, (1987)として、纏められている。SIA は、これらの人たちに支えられて、活動を続けてき

*6 Leo D'arcy, Carole Murray and Barbara Cleave, *Schmitthoff's Export Trade The Law and Practice of International Trade*, 10th ed., Sweet & Maxwell (2000). 客員教授の Dr. Julian Lew, QC をヘッドとして、Dr. Lew と密接な連絡を取りながら SIA を運営する専任教授 Dr. Loukas A Mistelis のタイトルは、Clive Schmitthoff Senior Lecturer in International Commercial Law となっている。このポストは、故シュミットホフ博士の寄付によってまかなわれており、そのタイトルからは国際取引法、国際商事仲裁法の研究をさらに進展させたいとの故シュミットホフ博士夫妻の遺志が感じられる。

*7 Redfern & Hunter, *Law and Practice of International Commercial Arbitration*, Sweet & Maxwell (2004).

*8 Julian D M Lew, Loukas A Mistelis, and Stefan M Kroell, *Comparative International Commercial Arbitration*, (2003).

*9 David St. John Sutton and Judith Gill, *Russell on Arbitration*, Sweet & Maxwell (2003).

*10 John Tackaberry, QC and Arthur Marriott, QC, *Bernstein's Handbook of Arbitration and Dispute Resolution Practice*, Sweet & Maxwell (2003). 他の新設章は、スポーツ仲裁、Adjudication、Dispute Board、投資条約仲裁、WTO 紛争解決、がある。

*11 www.ccls.edu/icltu/research/sia/

ており、最近、アクセスのよいロンドンの中心、地下鉄バービカン駅のすぐ近くの Roy Goode House に移動した。現在、SIA は、欧州におけるトップクラスの国際仲裁研究センターとして広く認識されるに至っている。また、2005 年 4 月 10 日～12 日には、設立 20 周年記念会議（Contemporary Problems in International Arbitration: School of International Arbitration - 20th Anniversary Conference）が開催され、世界中から 38 名もの著名な学者・実務家がスピーカー・司会者・ワークショップ参加者として予定されている^{*12}。それらの顔ぶれを見ると、SIA が高く評価されていることが伺える。

1 - 2 Degree コースと教授陣

【コース・教授陣】

LLM コース：ロンドン大学カレッジ連合 LLM プログラム（150 コース）における国際商事仲裁および他の紛争解決コースの教育を引き受けている。SIA が提供する 6 つの特別コース（比較国際商事仲裁法、国際建設契約と仲裁、国際取引と投資紛争解決、ADR、国際民事訴訟、国際取引法）から 3 つを履修した学生は、国際紛争解決（International Dispute Settlement）の学位資格を有する。

国際比較商事仲裁法(International and Comparative Commercial Arbitration)

国際商事紛争解決の主要手段である国際商事仲裁の法と実務の概観をゼミ形式の中で比較法的なアプローチで教授する。例えば、「仲裁とは何か」という質問から受講生たちの解答を通じて、仲裁の定義を認識させる方法を取る。およそ 20 年近くの蓄積が、Julian DM Lew, Loukas A Mistelis, Stefan M Kroell, Comparative International Commercial Arbitration, Kluwer Law International (2003) となって結実した。

国際取引法(International Trade Law)

英国法、統一法、援用可能統一規則に基づく国際物品売買契約が中心となる。

国際民事訴訟(International Commercial Litigation)

商事契約から生じる訴訟に係る英国国際私法ルール的一般原理。英国が国際商取引のワールドセンターであることから、英国国際私法ルールの重要性を説く。英国判例と欧州裁判所(European Court of Justice)を対象とする。

長年、開講されている の仲裁コースの教授陣は、Professor Dr. Julian Lew QC, Dr. Loukas A Mistelis、His Honour Judge Humphery Lloyd QC である。他に Professor Gerald Hermann, Professor Sir Roy Goods, Sir Larence Collins が担当する。

の LLM 論文に合格した学生は、英国仲裁人協会(CI Arb)の試験免除(パート a、b)を得られる。さらに、SIA の提供する仲裁判断書の書き方コースを受講した学生は、パート c も免除される。CI Arb の試験免除という特典は、好評のようである。また、学生エッセイの中で評価の高いものは、指導教官の推薦により、Journal of International

^{*12}www.schoolofinternationalarbitration.org

Arbitration, The American Review of International Arbitration などに掲載されている。

Research Degree (MPhil/PhD) : 併せて 150 名が登録している。PhD は、現在、12 名が在籍する。学生は、WestLaw, Lexis を含む各種電子データベース、Queen Mary College および Institute of Advanced Legal Studies の図書館にアクセスできる。

Post Graduate Diploma Courses :

国際商事仲裁 Diploma ; ロンドンおよびロンドン周辺で活躍する弁護士、社内弁護士を対象に CIArb と協力して提供するコース。受講生は、毎年 10 名乃至 15 名。

国際商事仲裁オンライン Diploma ; 対話式のオンラインプラットフォーム、CD、有形のメディアを通じて教育が行われる。ロンドンでのクラスに参加できない弁護士、社内弁護士を対象とする。定員 25 名で、日本を含む 21 カ国からの学生を集める。

のコースを修了し、仲裁判断書の書き方コースを受講した修了生は、CIArb の試験全免除となる。

【学 生】

各コースの学生数は、たとえば、 を取り上げると、受講生は、50 カ国からの約 100 名、そのうち 25 % が実務家、60 名、30 名 (以上、2004 年度 10 月開始学期実績) となっている。

【学生による国際仲裁コースの評価】

学期末、国際仲裁コースに対する学生の意見を求めるアンケート用紙が配布され、学生の評価結果を見る機会があった。内容は、コース全体、教育、その他、である。

-1 コース参加前に「国際仲裁」に関する知識があったか。(YES : 30%、NO : 70 %) YES の回答者のほとんどは、国内仲裁の知識が民事訴訟法の一部との認識程度である。

-2 「国際仲裁」がカバーする内容は適切であったか。(YES : 90 %、NO : 10 %) いくつかの主要トピックは、セミナーではなく、講義で扱ってほしいとのコメント有り。

-3 講義で不必要な内容あるいは詳しすぎるトピックはなかったか。(NO : 100 %) ADR の枠組みの中で仲裁を見るべしとのコメント有り。

-4 含まれるべき内容あるいはより詳細に述べるべき内容はなかったか。(YES:10 %) ADR および仲裁判断ドラフティングを求めるコメント有り。

-5 シラバスの改善・変更に対する意見はないか。(YES : 20%)

系統だったケースの扱い、最初のタームでテキストを中心とした学習を行い、教育シラバスの一部として模擬仲裁訓練を導入あるいは組み込むべしとのコメント有り。

-1 コース全体の各教員の教授について質問。(Excellent, Good, Fair, Poor)

-2 各教員の科目に関する知識について質問。

-3 各教員のプレゼンテーション技術について質問。

-4 やる気を起こさせ、考えさせる講義か(in a stimulating, thought-provoking manner) (YES : 75 %、NO : 25 %)

-5 少人数のセミナーは、講義内容を理解する上で効果があったか。(YES : 100 %)

-6 配布されたコース教材と読書リストに対する評価はどうか。

(Excellent : 75 %、Good : 20 %、Fair : 5 %) コース教材は、各トピックごとに読書リストと一緒にっており、全体で 100 頁の分量である。かなりの内容が詰め込まれている。

将来の LLM 学生にこのコースを勧めるかとの問いには、85 %が YES と解答している。2 コマを通しての「国際仲裁」の講義を、前半にトピックに関する講義、後半を具体的事案に対する議論の時間、特に、過去の試験問題を取り上げた討論の時間として欲しいとの要望がある。一つには、試験対策を講義の中で行って欲しいとの要請とトピックに関する疑問点を議論の場で解消したいとの希望がよく現れている。3 人の講師の連携による講義が行われているが、その連携に対しては、複数の講師とクラスとの間で活発な議論が行われる反面、統一性に欠けるとのコメントもある。最新のオーディオ機器の導入を求める声もある。

1 - 3 専門活動等への参加

1) Summer School

ケンブリッジのクレアカレッジ(9.17 ~ 9.21)で開催、2000 年度の参加者は 10 名^{*13}。

内容は、以下の通りで、ソクラテスメソッドを含む講義で進められる。

Arbitration- A Practical Session, Why, Where, How, (Dr. Loukas A Mistelis)

Initiating Arbitration Proceeding (Professor Martin Hunter)

Relationship of Arbitrators to Parties (Dr. Pierre Karrer)

Procedural Directions (Dr. Pierre Karrer)

Determining Challenges to Jurisdiction, Determination of Technical and Expert Issues
(Professor Laurence Shore)

Kompetenz-Kompetenz and arbitrability(Dr. Stefan Kroell)

Multi-Party Arbitration(Dr. Loukas A Mistelis)

Procedure and Evidence (Dr. Loukas A Mistelis)

Choice of Substantial Applicable Law (Dr. Loukas A Mistelis)

Support for the Arbitral Process by state court (Dr. Stefan Kroell)

Misuse of Court's Jurisdiction to Challenge Arbitration(Dr. Stefan Kroell)

Supervision of the Arbitral Process(Professor Eric Bergsten)

Challenges to Enforcement of Awards(Professor Eric Bergsten)

最終日はケーススタディーで、事案に基づいて仲裁条項をグループ(各 5 名)で作成の後、講師陣から、クリニックと解説がなされる。他に、Dr. Julian Lew QC, による導入・講義と Mr. Arthur Mariott QC (ADR)による ADR の講義があった。

*13 その様子は、澤井啓「国際商事仲裁サマーセミナー(上)(下)」国際商事法務第 28 巻 11 号 1366-1370、第 28 巻 12 号 1474-1480(2000)に詳しい。

2) Annual Lecture sponsored by a certain law firm

SIA のスポンサーの一つである法律事務所で開かれる著名仲裁人の講演会および懇親会。比較国際商事仲裁法コースを受講している学生（一部は実務家弁護士）たちも参加。カクテルパーティーの後、SIA スタッフ、法律事務所パートナー、招待客の夕食会がある。講演の内容は、毎年、Arbitration Journal に掲載される。

3) SIA and ICC Institute Joint Symposium^{*14}

隔年でロンドン(SIA 主催)とパリ(ICC Institute of World Business Law)で開催される。ロンドン開催時には、SIA の大学院生(PhD コース)・卒業生、LLM コース学生も参加する。

4) Willem C Vis International Commercial Arbitration Moot^{*15}

毎年、3月あるいは4月にウィーンで開催される法学部およびロースクール学生を対象とした模擬仲裁大会、決勝戦は、各国首脳を招いた晩餐会が開かれるウィーン市役所の大ホールで、その年に利用される仲裁規則の所属機関の長が主任仲裁人を務める仲裁廷のもとで行われる。10月1日にペース大学のウェブサイトに掲載される課題(www.cisg.law.pace.edu/vis.html)に基づき、参加チームは、Memorandum for Claimantを作成し、法域等を配慮した上で、参加チームにそれらの書面が送付される。その書面に対して Memorandum for Respondent を作成・送付し、その相手大学に対して申立人あるいは被申立人代理人として、仲裁廷で弁論する準備にかかる。SIA では、国際商事仲裁および国際取引法のコースを受講している LLM コースの学生を対象に学内で参加者を募り、面接により、4名に選抜したため、LLM コース受講者全員が参加できるわけではなかったが、準備書面・答弁書の作成には、各科目で得た知識を総動員する必要があった。第8回大会への参加までに、ロンドン市内の法律事務所で4回、Kings College との合同練習1回、到着してからウィーン大学との練習競技会1回をこなして、本番に臨んだ。このときの学生(最終3名)は、現在、ブラッセル(弁護士2名)および合衆国(弁護士1名)で活躍している。

*14 澤井啓「15th Annual Symposium of Arbitrators (Paris)」 JCA ジャーナル第48巻5号、20-25頁(2001)、「17th Annual Symposium of Arbitrators (London) The Exercise of Power and Responsibility of Arbitrators in International Commercial Arbitration」 JCA ジャーナル第49巻6号9-15頁(2002) 参照。

*15 澤井啓「第8回ウィレム・C・ビス模擬国際商事仲裁大会(1)(2)(3)」 JCA ジャーナル第48巻6号26-33頁、第48巻7号26-32頁、第48巻8号19-23頁、主催者側の紹介は、Eric Bergsten, "Teaching about International Commercial Law and Arbitration: the Eighth Annual Willem C. Vis International Arbitration Moot", Journal of International Arbitration 18(4): 481-486, 2001, Eric Bergsten, "Ten Years of the Willem C. Vis International Commercial Arbitration Moot", Int A.L.R. 2003, 6(1), 37-42.. 参照。

5) Schmittohoff Symposium/Conference

故シュミットホフ博士夫妻の寄付をもとにしたシュミットホフ基金の設立を記念して、3日間にわたるシュミットホフシンポジウム2000が開催され、寄稿論文集が *Foundation and Perspective of International Trade Law* edited by Ian Fletcher, Loukas Mistelis, Marise Cremona, Sweet & Maxwell (2001)として、出版されている。

第2回シュミットホフコンフェランスは、*E-Commerce after the Bubble: Managing Legal and Regulatory Risk*の演題で、2001年11月1/2日に開催されている。また、2004年には、CCLSの *The Institute of Computer & Communication Law* が CIarb と共同で、オンライン仲裁を含む ODR をめぐる諸問題を対象としたシンポジウムを開催している。(Putting ICT into dispute resolution practice)2005年春には、SIA 設立20周年を記念して、*Contemporary Problems in International Arbitration*と題するコンフェランスが開催される。これらのシンポジウム・コンフェランスには、世界各国から著名な学者・仲裁人・実務家が参加することから、学生たちは、頻繁に、それらのスピーチを聞く機会を与えられることになる。

6) SIA Alumni (卒業生の連携)^{*16}

2001年の卒業生が世界60カ国出身の400人の卒業生、SIAのスタッフを構成員とする同窓会を組織し、ウェブサイトを立ち上げている。世界中に散らばった同窓生のネットワークは、仲裁分野の研究・実務を行う上で大きな力となることが予想される。

2 日本における大学・大学院における仲裁教育への示唆

SIA は、LLM コース、Diploma および PhD コースを対象とした国際商事仲裁の教育、研究機関であり、コンサルタント業務、東ヨーロッパ諸国に対する法律支援も行っている。当初から、「国際」商事仲裁を対象としていることについて、国際仲裁センターであるロンドンという地理的条件が国際商事仲裁の研究・教育活動をより容易にしているようである。たとえば、比較国際商事仲裁法のコースでは、50カ国以上の国々から来ている学生の25%が実務家、すなわち、現役の弁護士が自己の業務範囲を広げるとかスキルアップのために、業務の傍らあるいは一定期間業務を離れて参加している。他の学生の多くが母国に帰ってかあるいはロンドンで弁護士をしようとする学生である。そのため、提供される講義に対する要求は高く、より実務に密着した事例研究を求める学生がいる反面、アンケートに回答した学生の70%が国際商事仲裁科目を受講する前には、「国際仲裁」に関する十分な知識を有していないことを示している。

SIA における仲裁教育が大学院レベルであり、ロンドンがニューヨーク、パリ、ジュネーブ・チューリッヒなどの国際仲裁センターに比肩する国際商事仲裁センターであること

*16 www.ccls.edu/icltu/research/sia/alumni/index.html

を考慮に入れた上で、わが国の法学部・法科大学院における仲裁教育の可能性あるいはあり方について、１）教育の焦点を国際仲裁に合わせるか、２）ロールプレーの扱い、３）関連教科、４）特別な仲裁分野の扱い、に言及しながら、以下、検討を進めることとする。

２－１ 教育の焦点を国際仲裁とすべきか。

わが国の仲裁に関するテキスト・専門書は、仲裁法の解説の中で比較法として国際仲裁に言及しているもの^{*17}、国際仲裁を対象あるいは念頭に置いているもの^{*18}、新仲裁法の手引き^{*19}、ADR の中に仲裁を含めて紛争処理として捉えるもの^{*20}、国際取引法等のテキストで１章を割いて、国際仲裁に言及するもの^{*21}が見られる。これらは、参考書としてあるいは従来の講義形式を念頭に置いたテキストが中心である。新仲裁法の施行、ADR 法の成立に伴い、ケースメソッドを取り入れた仲裁関連テキストも登場すると思われるが、上記のテキスト等は、国際仲裁を念頭に置いたあるいは比較法として国際仲裁に幅広く言及する内容となっている。貿易取引あるいは国際商取引の分野で、すでに、紛争解決手段として認知され、広く利用されている国際仲裁に焦点を合わせた教育とするのが妥当と思われる。国際商事仲裁に焦点を合わせた場合、UNCITRAL 模範法と個別仲裁機関^{*22}の仲裁規則に基づく教育が考えられる。裁判になった京セラ事件(ICC 規則)、三菱自動車工業事件(JCAA 規則)、ダイハツ事件(AAA 規則)に加えて、ICC 仲裁判断業要約集等^{*23}の資料を利

*17 たとえば、小山昇・仲裁法（有斐閣）小島武司・仲裁法（青林書院）高桑・国際商事仲裁法の研究（信山社）松浦馨・青山義充・現代仲裁法の論点（有斐閣）

*18 たとえば、大隈一武・国際商事仲裁の理論と実務（中央経済社）中村達也・国際商事仲裁入門（中央経済社）同・仲裁法なるほど Q&A（中央経済社）

*19 たとえば、後藤他・仲裁法コンメンタール（商事法務）出井他・Q&A 新仲裁法解説（三省堂）

*20 たとえば、小島武司他・裁判外紛争処理法（有斐閣）小島武司・ADR・仲裁法教室（有斐閣）廣田尚久・紛争解決学（信山社）早川他・ADR の基本的視座（信山社）

*21 たとえば、高桑昭・国際商取引法（有斐閣）浅田福一・国際取引契約の理論と実務（同文館）

*22 日本企業の利用度が高いと思われる仲裁機関、たとえば、日本商事仲裁協会、ICC 仲裁裁判所、AAA、スイス商工会議所、など。

*23 Collection of ICC Arbitral Awards, 1986-1990(Publication No.514)、1991-1995(Publication no. 553)、1996-2000(Publication No. 647) の３冊の仲裁判断要約集が出版されている。年２回発行される年報にも、仲裁判断要約が主題ごとに示される。たとえば、"Extracts from ICC Awards relating to Commercial Agency"International Court of Arbitration Bulletin Vol. 12, No.1 (2001), "Extracts from ICC Awards relating Unidroit Principles of International Commercial Contracts in 1999-2000" Bulletin Vol. 12, No. 2 (2001), "Appendix: Extracts from ICC Addedda and Decisions on the Correction and Interpretation of Arbitral Awards", Bulletin Vol. 13, No. 1, (2002).

用すれば、様々なトピックを扱ったケースを教材とすることが可能である。毎年ウィーンで開催される模擬仲裁で利用される仲裁規則は、シンガポール国際仲裁センター仲裁規則(2004.4月開催)、スイス商工会議所統一仲裁規則(2005.3月開催)とUNCITRAL模範法である。模擬仲裁の課題は、ウェブ上にアップロードされるが、この資料を教材として、利用するのも一つの方法である^{*24}。

2 - 2 ロールプレートの扱い

サマーセミナーおよび模擬仲裁大会への参加経験から、事例研究とロールプレイが有用であるとの印象を受けている。仲裁教育の当初に、仲裁手続の流れを編集したビデオテープ^{*25}を見せた上で、実際に、申立人側弁護士、被申立人側弁護士、仲裁人をロールプレイで行うという方法が考えられる。

2 - 3 仲裁関連教科をどうするか

SIA は、「国際商事仲裁」のLLM終了要件として、国際取引法、国際民事訴訟法、国際私法を含む科目を履修させている。上記(2 - 1)に引用したテキスト・専門書は、国際仲裁を扱ったテキスト等であっても関連科目に関する記述がなされているし、関連科目のテキスト等においても、国際仲裁にその1章を割いている。日本の大学でも、これらの科目と組み合わせたカリキュラムが望ましいと思われる。また、大学院、特にロースクールで提供する国際商事仲裁のコースを終了した学生に対して、日本仲裁人会の仲裁人養成初級コース免除などの措置がとれば(CI Arb 香港支部との連携)、受講生の履修希望も高くなるとと思われる。しかし、国際商事仲裁が実際に行われる仲裁廷で使用される言語は、ほとんど英語であることを考慮すれば、すべて日本語で行うカリキュラムが国際商事仲裁の科目としてふさわしいのか疑問なしとしない。

2 - 4 特別な仲裁分野の扱い

2000年9月～2001年9月のロンドン滞在中、SIA が提供していなかった科目として、「国際取引と投資紛争解決」「オンライン Diploma コース」、「ADR」がある。SIA 選抜チームが参加する大会としては、Willem C Vis International Commercial Arbitration Moot に加えて、International Competition on Online Dispute Resolution がある。国際商事仲裁に、

*24 筆者は、大学院商法特論、学部国際取引法演習でこの課題を教材として利用しているが、国際商取引と紛争処理の法を認識してもらうには格好の教材である。国際商事仲裁の教育は、国際商取引法と併せて行うべきではないかと考えている。

*25 たとえば、国際商事仲裁協会編「国際仲裁物語」、同「仲裁手続 Q&A」を利用して、全体の流れを理解させたうえで、コースの最終段階で、模擬仲裁テープ「仲裁フォーラム 2001：模擬仲裁」を利用する。

建設仲裁を入れるかあるいは当然入っていると考えるかの違いはあるが、建設仲裁は、重要な仲裁の分野であるといえる。上記ロンドン大学の「国際建設契約と仲裁」を担当する建設仲裁の第一人者 His Honour Judge Humphery Lloyd QC による講義は受講生が期待しているコースの一つであった。また、アジア地域の国際商事仲裁の多くは、建設紛争の事案であり、シンガポールのある英国系法律事務所の扱う仲裁事件は、国内・国際の両分野とも建設仲裁件数が1番であった。建築家協会の仲裁規則に基づく仲裁件数も多く、シンガポール大学工学部(Department of Building, School of Design and Environment)では、Kings College と共同で建設仲裁のコースを設けている^{*26}。日本でも、国際建設プロジェクトに精通する工学部出身者あるいは工学部の教官と組んだチーム・テーチングも考えられる。

電子商取引から生じる紛争をサイバー上の仲裁で解決するサイバー仲裁あるいは ODR が利用されている^{*27}。オンラインでソフトウェアの開発契約を締結し、オンライン上で引き渡し・決済がおこなわれる取引も珍しくない。イリノイ州北部地区連邦地裁は、ユーザーがパソコン画面上で契約条件に合意の上、ボタンをクリックしたオンラインソフトウェアライセンス契約において、契約中の仲裁条項が連邦仲裁法の要件を満たす書面であると判示している^{*28}。ODR で IT を利用する際、仲裁人・当事者・弁護士・仲裁機関が配慮しなければならない問題も生じている。ICC では、「国際仲裁で IT を利用する際に考慮すべき問題点」(Issues to be Considered when Using IT in International Arbitration)を仲裁委員会で議論している。国際仲裁の利用者に IT を利用する際に生じうる問題点に対する指針を示そうとするものである。また、「国際仲裁における IT 利用時の操作規範」(Standard Operation for Using IT in International Arbitration)(以下、SOPA という)が試案として出されている^{*29}。電子商取引の拡大に伴って、その取引から生じる紛争も増大しているが、技術的・法的対応は遅れがちであるが、SOPA 等の指針あるいはプロトコルは、その遅れを取り戻す労作である。前述した英国の仲裁ハンドブックは、その1章を、Online Dispute Resolution に割いて、ODR のかかえる技術的・法的問題を含めて論じている。この論考は、

*26 ロンドン大学キングズカレッジは、School of Physical Science & Engineering において MSc Construction Law & Arbitration の修士コースを設けている。2003 年7月から、シンガポール大学工学部 School of Design and Environment と共同で修士号を授与する協定を結んでいる。"New Joint International Degree in Construction and Arbitration" 18 October 2002, www.nus.edu.sg/occ/pressrel/0210/021018.htm

*27 三宅能生「サイバー仲裁(上)(下)」JCA ジャーナル第50巻11,12号(2003)。三宅弁護士は、自らが提唱した多地点接続テレビ会議とインターネットを利用した、新しい国際仲裁システムを立ち上げている。www.i-cass.org 参照。

*28 15 Mealey's International Arbitration Report (2000, no. 6) pp. B-1- B-6.

*29 SOPA は、IT 及び関連手続の利用上生じる問題について選択的な解決規範を提供することにより、国際仲裁における IT 利用を促進しようと企図するものである。

国際仲裁教育をオンラインで行う際も、適用できる有用なものである^{*30}。SIA が提供する国際商事仲裁オンライン Diploma コース^{*31} は、ロンドン市内の商事法研究センター SIA 国際商事仲裁クラスに参加できない英国内及び海外の受講希望者を対象に設けられている。日本での実施を考えた場合、オンラインコースを提供できる技術的・教育的ノウハウは、蓄積されていると思われる。都心のキャンパスに通えない学生を対象としたコースあるいは科目として、検討に値するのではないか。

おわりに

以上、英国の大学・大学院における仲裁教育を中心に分析し、日本の法学部・法科大学院におけるあるべき仲裁教育について言及した。カンザス大学ロースクールの Professor Stephen J. Ware は、合衆国では、ADR の枠組みの中で仲裁教育を行う類型と仲裁教育を独立して行う類型があり、後者が多いと述べている。また、仲裁教育と仲裁人教育との違いにも触れている^{*32}。日本では、仲裁法の施行に加えて、ADR 法が成立し、これから施行されようとしている中、ADR と仲裁を法学部・法科大学院でどのように扱うかを考える必要がある。日本が得意とする大型建設プロジェクトでは、交渉・調停・仲裁の複合型紛争解決条項が契約書に挿入されるのが通例である。かかる国際商取引との密接な関係を考慮すれば、一般的な調停を中心とした ADR を一部組み入れた国際商事仲裁のカリキュラムも考慮に値する。法科大学院は、仲裁人になるために仲裁教育を行うわけではないが、仲裁・ADR（調停）は弁護士に必要な知識・スキルといえる^{*33}。国際商事仲裁を念頭に置いた立場から、関連科目を国際商取引法、国際私法、国際民事訴訟法として、ロールプレーも取り入れた仲裁・国際商事仲裁を提案したい。そのためには、仲裁機関との連携、日本仲裁人会あるいは CIArb と連携した仲裁人養成講座等、国内あるいは海外の模擬仲裁大会への参加も考慮する必要がある。また、オンラインを取り入れた日英両国語を使用するコース・科目を採用すれば、アジア諸国の大学生をターゲットとすることも可能である。

*30 Julia Hoernle, "Online Dispute Resolution" in John Tackaberry QC and Arthur Marriott QC, Bernstein's Handbook of Arbitration and Dispute Resolution Practice, Thomson/Sweet & Maxwell (2003).

*31 コース内容を、参考のため、付録として添付する。

*32 Stephen J. Ware, "Teaching Arbitration Law", 14 The American Review of International Arbitration 231 (2003).

*33 1995 年に CEDR 調停人養成講座に参加した英国の弁護士 Mr. C. Newmark は、ADR 促進施策の前で今日ほど普及してはいなかったが、参加の動機を、調停に興味があるのと顧客への助言に役立つと思ったと述べている。経済産業省『平成 14 年度創業・起業促進型人材養成システム開発事業等－ADR の活用による事業再生時の紛争解決に向けた一人材養成事業について 報告書 第 1 編 調停人養成のための情報収集について』 73 頁。

SCHOOL OF INTERNATIONAL ARBITRATION
CENTRE FOR COMMERCIAL LAW STUDIES

1 POSTGRADUATE DISTANCE LEARNING DIPLOMA
IN INTERNATIONAL COMMERCIAL ARBITRATION

(Mandatory) Module 1:
INTERNATIONAL AND COMPARATIVE
COMMERCIAL ARBITRATION

Course Convenor:

Dr Loukas Mistelis, Clive M Schmitthoff Reader in International Commercial Law,
Email: L.Mistelis@qmul.ac.uk

Course Consultant:

Professor Dr Julian D M Lew, QC, Head, School of International Arbitration

Course Administrator:

Mr Gui Conde e Silva, Lic Jur, LLM; Email: G.Conde-E-Silva@qmul.ac.uk
School of International Arbitration Administrator:

Mrs Sandra Baird, Email: s.a.baird@qmul.ac.uk

Visit also our web site: <http://www.schoolofinternationalarbitration.org>

Module Schedule 2004

Module starts on 12 January 2004 and will be completed by 18 July 2004

This module covers eight main topics:

- Arbitration: Concept and Regulation;
- Arbitration Agreement;
- Arbitration Tribunal;
- Jurisdiction of Arbitration Tribunal;
- Applicable Laws;
- Arbitration Procedure;
- Arbitration Award;
- Specialist Arbitration;

Each of the main topics contains a number of units. While there is flexibility as to how you allocate time for the completion of each unit, it is expected that every student will complete the topic at the same time. At the each of each topic there will be revision tutorials. Revision tutorials consist of:

- Chat-room discussion (there will be one for each unit);
- Tutorial discussion (where each of you will be expected to contribute with answers).

Timetable

Arbitration: Concept and Regulation. 4 weeks: 12 January to 8 February 2004

- (Unit 1) Delimitation, Definition and Juridical Nature
- (Unit 2) Institutional and Regulatory Infrastructure
- (Unit 3) Constitution, Human Rights and Arbitration
- (Unit 4) Arbitration and the Courts
- (Rev 1) REVISION TUTORIAL

Arbitration Agreement. 3 weeks: 9 February to 29 February 2004

- (Unit 5) Autonomy, Types, and Applicable Law
- (Unit 6) Formal and Substantive Validity, Interpretation of Agreements
- (Unit 7) Drafting Arbitration Clauses
- (Rev 2) REVISION TUTORIAL

USE ONE WEEK AS READING WEEK

Arbitration Tribunal. 4 weeks: 1 March to 28 March 2004

- (Unit 8) Selection and Appointment of Arbitrators
- (Unit 9) Rights and Duties of Arbitrators
- (Unit 10) Independence and Impartiality of Arbitrators
- (Unit 11) Challenge and Removal of Arbitrators
- (Rev 3) REVISION TUTORIAL

Jurisdiction of Arbitration Tribunal. 2 weeks: 29 March to 11 April 2004

- (Unit 12) Arbitrability
- (Unit 13) Kompetenz-Kompetenz
- (Rev 4) REVISION TUTORIAL

USE ONE WEEK AS READING WEEK

Applicable Laws. 5 weeks: 12 April to 9 May 2004

- (Unit 14) Law Governing the Arbitration Procedure
- (Unit 15) Determination of Applicable Law
- (Unit 16) Applicable Substantive Law
- (Unit 17) Lex Mercatoria and Trade Usages
- (Rev 5) REVISION TUTORIAL

Procedure and Evidence Issues. 5 weeks: 10 May to 13 June 2004

- (Unit 18) Provisional Measures in Support of Arbitration
- (Unit 19) Commencement of Arbitration
- (Unit 20) Terms of Reference / Procedural Directions
- (Unit 21) Procedural Issues
- (Unit 22) Taking Evidence
- (Unit 23) Multi-party and Multi-contract Arbitration
- (Rev 6) REVISION TUTORIAL

USE ONE WEEK AS READING WEEK

Arbitration Award. 3 weeks: 14 June to 4 July 2004

- (Unit 24) Form and Content
- (Unit 25) Finality and Challenges to Award
- (Unit 26) Recognition and Enforcement
- (Rev 7) REVISION TUTORIAL

Arbitration with State Parties. 2 weeks: 5 July to 18 July 2004

- (Unit 27) State Immunity and Arbitration
- (Unit 28) Investment Disputes
- (Rev 8) REVISION TUTORIAL